

議案第49号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表の債務者名欄に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 市営住宅の入居に係る家賃及び損害金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の家賃の額欄及び損害金の額欄に掲げる金額の合計金20,509,627円の債権を放棄するもの

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債務者名	住所	家賃の額	損害金の額
1	芦田 覚	大阪市東淀川区大桐4丁目3番24号	金410,900円	金102,774円
2	思 フヂ子	大阪市大正区鶴町4丁目11番6-408号	—	金1,422,522円
3	佐藤 朗宏	大阪市東淀川区南江口2丁目10番45号 武岡文化 16号	金480,600円	金93,725円
4	三浦 吉弘	大阪市淀川区三国本町3丁目8番19号 グローバル三国 101号	金360,700円	金1,467,762円
5	森 愛子	大阪市淀川区新北野1丁目11番19-407号	金150,400円	金61,600円

6	森島 妙子 森島 健太	大阪市城東区鳴野東2 丁目27番10号 ローズ タウン 2号室	金202,470円	金921,887円
7	鈴木 孝夫	京都市伏見区深草西浦 町4丁目65番地	金70,558円	金119,216円
8	大平 スズ子	大阪市平野区长吉川辺 3丁目20番14号 特別 養護老人ホーム長吉	金154,400円	金164,400円
9	谷内 政枝	大阪市大正区泉尾1丁 目19番30号 グリーン コーポ大正 503号	—	金273,066円
10	森尾 徳弘	大阪市西成区南開2丁 目4番28号	—	金847,453円

(2) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	木下 修一	大阪市城東区今福東1丁目2番1- 903号	金112,846円
2	福家 一史	大阪府豊中市豊南町南5丁目9番21の 2号	金170,523円
3	浦本 昇樹	神戸市兵庫区新開地5丁目2番9- 701号	金382,196円
4	藤田 繁美	大阪市鶴見区鶴見2丁目13番6号	金1,864,600円

5	中野 勝正	大阪市生野区新今里5丁目8番9号 ルネッサンスフローレンス2-E	金860,505円
6	岡田 義一	大阪市平野区喜連7丁目4番2-310号	金610,018円
7	柴田 ツヤ子	大阪市住吉区南住吉4丁目13番3-515号	金541,903円
8	山本 一義	熊本市中央区渡鹿5丁目4番57号 三豊ハイツ301	金630,041円
9	畷田 啓司	大阪市西成区萩之茶屋2丁目7番9号 アパトラフィーナ618	金3,086,406円
10	神田 忠実	大阪市浪速区敷津西2丁目9番2-701号	金683,850円
11	吉野 博	大阪市西淀川区柏里3丁目12番22号 プレリウドワン302号室	金649,698円
12	朝日 常夫	大阪市西成区萩之茶屋1丁目13番10号 ママBUu112号	金1,248,045円

(3) 債務者らの所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	松田 勇治	大阪市平野区瓜破西2丁目6番37号 スピール平野I 403号	金353,393円
2	久保 徳康	大阪市平野区喜連東4丁目3番14-401号	金372,660円
3	保田 剛司	大阪市東淀川区大桐4丁目3番24号	金796,093円

4	山道 正秋	大阪府中央区上汐2丁目2番8号 マサルビル41号	金100,574円
5	永井 幸治	大阪府守口市八雲西町4丁目30番22号	金528,367円
6	喜多 由美子	大阪府鶴見区緑1丁目10番14-208号	金213,476円

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

市営住宅の入居に係る各債務者に対する家賃及び損害金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。